

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年7月号〉

目次

1 | インドの倒産処理手続

2 | 東京地裁平成30年2月27日判決(金融・商事判例1542号45頁) にみる「支払不能」の判断方法

3 | 【米国倒産法あれこれ⑤】 チャプターイレブンの法廷地(Venue)

インドの倒産処理手続

丸山 貴之

Takayuki Maruyama

PROFILEはこちら

1 はじめに

インドは、世界第2位の人口を有し、若く優秀な労働力を確保しやすく、安定した経済成長が続いており、世界有数の経済大国となったインドに進出する日系企業も増えています¹。

従来、インドには倒産処理の基本法は存在せず、複数の倒産処理手続が錯綜していたため、会社清算に非常に時間がかかり、いったん会社を設立すると撤退が困難ともいわれていました。もともと、2016年に破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) (以下「インド破産法」といいます。) が施行され、企業一般の倒産処理手続が整備されたことにより、倒産処理の迅速化が期待されているところです²。

日本企業が、業績不振のインド子会社につき、財政支援を打ち切り、インド破産法に基づく倒産処理手続を利用した事例もあり、この手続は、インドからの撤退方法の選択肢にもなることから、本稿では、インド破産法に基づく倒産処理手続 (corporate insolvency resolution process) について、紹介したいと思います³。

2 インド破産法に基づく倒産処理手続

(1) 手続の特徴

インド破産法に基づく倒産処理手続では、申立て、開始の時点では再建手続と清算手続を分けずに一元的に取り扱

い、まずは再建を目指して手続を進めます。清算手続には、会社法審判所による再建計画 (resolution plan) の不認可や債権者委員会 (committee of creditors) による清算決議等、一定の事由が生じた場合に移行します。

会社法審判所 (National Company Law Tribunal) が選任する暫定管財人 (interim resolution professional)、債権者委員会が選任する管財人 (resolution professional) が、債務者である会社の運営権限を有し、倒産処理手続を遂行しますが、全ての金融債権者によって構成される債権者委員会に、管財人の選解任、管財人の一定の行為に対する事前承認、再建計画の承認、清算決議等、広範な権限が付与されており、債権者主導の手続ということが出来ます。

管財人に提出された再建計画が債権者委員会により承認され、会社法審判所により認可された場合、再建計画に従い債務の弁済がなされ、債務者の再建が図られることとなります。

(2) 申立て

インド破産法に基づく倒産処理手続においては、債務不履行のある会社について、金融債権者、取引債権者及び債務者である会社自身が、申立てをすることができます。債務不履行額は10万ルピー (約16万円) 以上であれば足り⁴、支払不能、支払停止や債務超過等は申立ての要件とはされてい

1: ジェトロ及び在インド日本大使館の調査によると、インドに進出する日系企業数、拠点数は毎年着実に増加しており、2018年10月現在、企業数は1,441社、拠点数は5,102か所となっています。<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/12/c623b21a81ba3407.html>

2: 世界銀行が毎年発表しているDoing Businessの2016年版では、インドの倒産処理の容易さは189か国中136位であったところ、2019年版では190か国中108位となり、順位を上げています (なお、日本は、倒産処理の容易さにつき、2016年版では2位、2019年版では1位となっています。)。もともと、債務者の債務不履行から債権者が一部又は全部の債権を回収するまでの期間は、Doing Business 2016年版、2019年版いずれにおいても4.3年であり、インド破産法施行後も変化は見られません。

<http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB16-Full-Report.pdf>

http://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB2019-report_web-version.pdf

3: インド破産法は、個人に適用される倒産処理手続についても規定していますが、本稿では、会社に適用される倒産処理手続について紹介します。

4: ただし、中央政府は、申立ての要件たる債務不履行額を1000万ルピー (約1600万円) まで引き上げることができるものとされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

ません。もっとも、取引債権者による申立ての場合には、債務者である会社に対し、不履行となっている債務の支払いを要求する通知をし、債務者の通知受領後10日以内に支払いがなく、通知受領前に紛争がないことが、要件とされています。

倒産処理手続については会社法審判所が管轄を有し、申立ては会社法審判所に対して行われます。会社法審判所は、会社事件を専門に扱う裁判所であり、現在、インドに13か所設置されています。

(3) 手続開始

倒産処理手続開始の申立てを受けた会社法審判所は、当該申立てについて14日以内に手続を開始するか否かを判断するものとされており、債務不履行が存在し、適式な申立てがなされている場合には、会社法審判所は申立てを認めて手続開始を決定します⁵。

会社法審判所は、手続を開始する場合、モラトリアムを発令します。これにより、債権者は、債務者に対する訴訟提起、係属中の訴訟の進行、担保権の実行等が禁止され、債務者は、資産や権利の譲渡、処分等が禁止され、債務者の資産が保全されることとなります。

(4) 暫定管財人

会社法審判所は、手続開始決定日から14日以内に暫定管財人を選任します。原則として、申立人の提案する候補者が暫定管財人に選任され、その任期は、選任から30日以内又は後述する債権者委員会が管財人を選任するまでとされています。

暫定管財人が選任されると、取締役会の権限は停止され、債務者である会社を運営する権限は暫定管財人に帰属することとなります。また、暫定管財人は、資産を管理し、資産価値を保全するよう努力する義務、継続企業として事業を運営する義務等を負います。

暫定管財人は、その選任から3日以内に、債務者の名称・住所、暫定管財人の詳細、債権届出期限等を公告します。

(5) 債権届出

債権者は、債権届出を行うことが要求され、前記(4)の公告においては、暫定管財人選任の14日後が債権届出期限とされます。もっとも、この期間内に届出を行わなかった債権者も、手続開始決定日から90日以内は債権届出を行うことが可能です。暫定管財人又は後記(7)の管財人は、債権届出受領後7日以内に、手続開始決定日現在における債権の認否を行い、債権者名、届出債権額、認められた債権額及び担保権を記載した債権者リストを作成します。

債権者リストは、届出を行った債権者、債務者の取締役や保証人等の閲覧に供され、また、会社法審判所に提出され、後記(6)の債権者委員会第1回会議に提示されます。

(6) 債権者委員会

暫定管財人は、債権者から債権届出がなされた後に、債権者委員会を組成します。

債権者委員会は、全ての金融債権者により構成され、金融債権者が存在しない場合を除き、取引債権者は債権者委員会の構成員とはならず、債権者委員会の決議に参加することはできません⁶。

債権者委員会は、その組成後7日以内に第1回会議を行い、同会議において管財人を選任します。

債権者委員会には広範な権限が与えられており、借入れ、担保の設定、資本構成の変更等の管財人の行為につき、債権者委員会の事前承認が必要とされます。また、債権者委員会は、管財人の選解任、倒産処理手続の期間延長の承認、再建計画の承認、債務者を清算する旨の決議を行うものとされています。

債権者委員会では、原則として議決権の51%以上を有する

5: 本稿執筆中に、経営難に陥り運航を停止していたインド航空大手ジェット・エアウェイズ社につき、銀行により倒産処理手続開始の申立てがなされ、2019年6月20日にムンバイ会社法審判所が手続開始の決定をしたとの報道がなされました。

6: 債務者の債務総額の10%以上の額の債権を有する取引債権者は、債権者集会に参加することはできますが、議決権は有しないものとされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のお受け付ければと存じます。

債権者の賛成により決議されますが、管財人の選解任、倒産処理手続の期間延長の承認、再建計画の承認及び清算決議については、議決権の66%以上を有する債権者の賛成が必要とされています。

(7) 管財人

債権者委員会は、第1回会議において、管財人を選任します。暫定管財人を管財人として選任することも、暫定管財人とは別の管財人を選任することも可能です。管財人は、倒産処理手続を遂行し、前記(4)の暫定管財人と同様の権限・義務を有します。

(8) 再建計画

管財人は、その選任から2週間以内、遅くとも手続開始決定日から54日以内に、債務者の財務状態、資産及び負債のリスト、債権者リスト等、再建計画を作成するのに必要な情報を記載したインフォメーション・メモランダムを作成します。再建計画は、このインフォメーション・メモランダムをベースに作成され、原則として誰でも再建計画を作成し、管財人に提出できるものとされています。実務上は、スポンサー候補者が再建計画を提出している例があるようです。

再建計画には、債務者の資産価値を最大化する方法を記載しなければならず、具体的には、債務者の資産譲渡、第三者による債務者の株式の取得、債務者と第三者との合併、担保権の満足又は変更、債権者への支払額の縮減、支払期限の延期、利率の変更、定款等の変更といった内容が含まれます。管財人は、提出された再建計画につき、手続費用の支払いを規定していること、取引債権者に対する支払いが清算時の支払いを下回らないこと、再建計画承認後の運営に関する事項を規定していること、再建計画の遂行・監督に関する事項を規定していること、法に反する条項がないこと等の要件を充足しているか検討し、かかる要件を充足する再建計画

につき、債権者委員会に提出します。

債権者委員会は、管財人から提出された再建計画につき、遂行可能性等を考慮し、議決権の66%以上の多数により承認します。

管財人は、債権者委員会により承認された再建計画を会社法審判所に提出し、会社法審判所は、再建計画が上記の要件を充足すると認める場合、再建計画を認可します。認可された再建計画は、債務者、従業員、債権者その他利害関係人を拘束します。手続開始時に発令されたモラトリアムは、再建計画の認可により効力を失うことになります。

再建計画は、手続開始決定日から180日以内に認可されることが必要ですが⁷、管財人が債権者委員会の承認を得て、会社法審判所に延長を申し立てた場合、会社法審判所は、90日を上限に期間を延長することができます。

(9) 清算

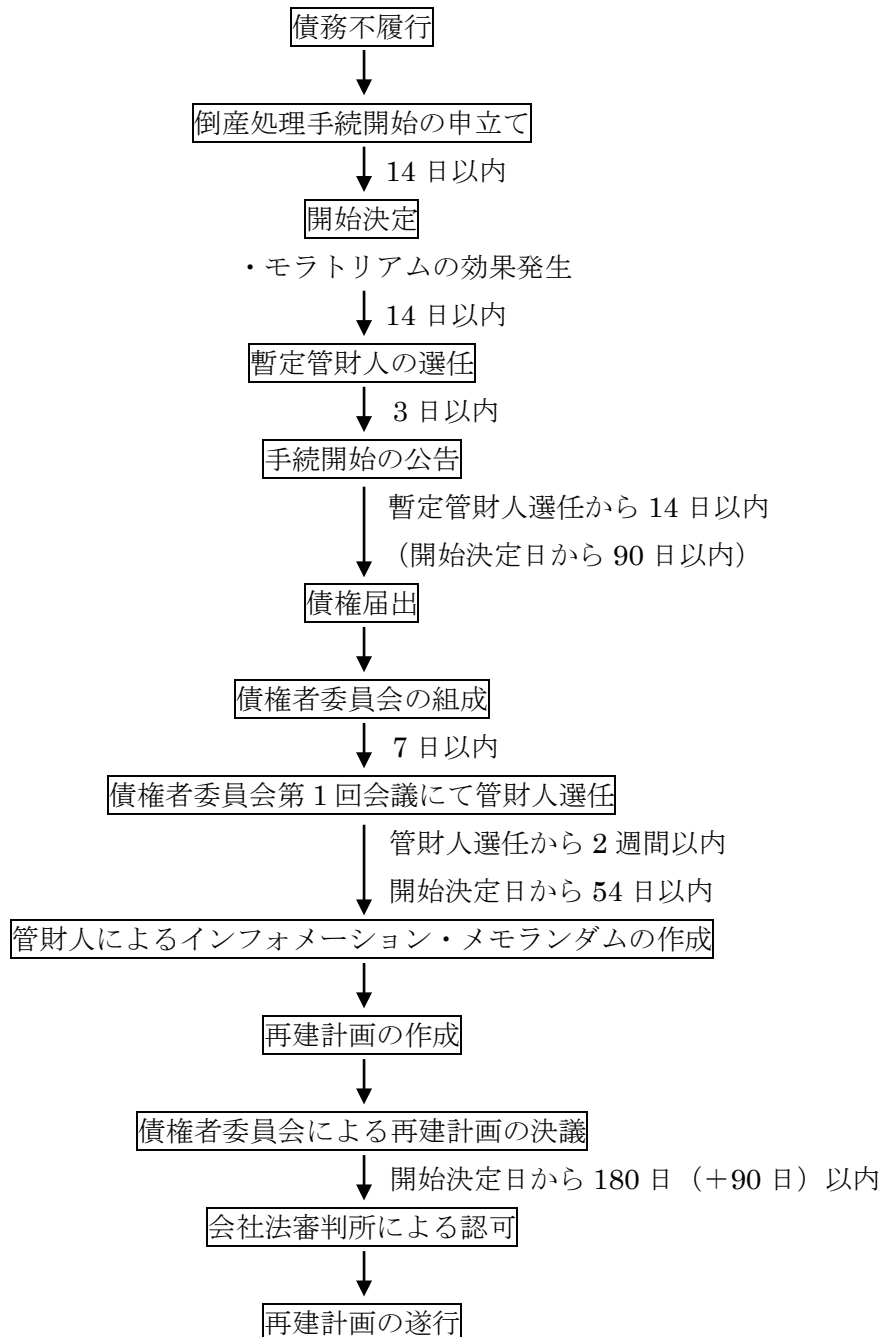
債務者の再建手続において、再建が困難となる一定の事由が発生した場合には、清算手続に移行することになります。

具体的には、会社法審判所は、180日(延長された場合には最大270日)の倒産処理手続の期間内に会社法審判所が再建計画を受領しない場合、会社法審判所が再建計画を不認可とした場合、債権者委員会が清算の決議を行った場合、債務者が再建計画に違反し、これにより不利益を受けた者が清算を申し立てた場合に、債務者を清算する旨の決定をします。

清算の決定がなされると、原則として管財人が清算人に選任されます。清算人は、債務者の財産からなる清算財団を管理し、清算手続を遂行します。

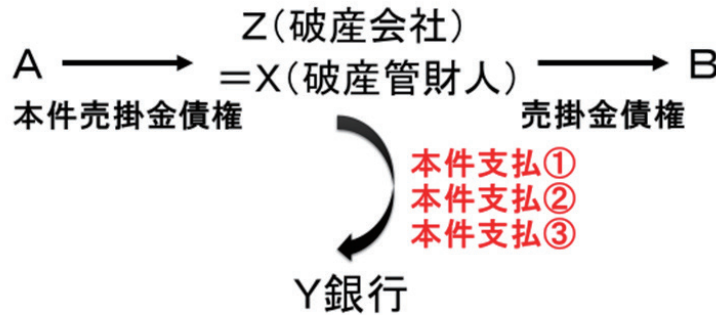
7:脚注5のジェット・エアウェイズ社の件では、ムンバイ会社法審判所は、案件の国家的重要性から、インド破産法上180日の期限が許容されているものの、90日の期限を設定しました。

<手続の流れ>



東京地裁平成30年2月27日判決(金融・商事判例1542号45頁)
にみる「支払不能」の判断方法岸本卓也
Takuya Kishimoto

PROFILEはこちら



第1 事案の概要

1 Zの主要な事業

Zは、主な取引先銀行をY銀行及びC銀行とし、パーソナルコンピュータ等に使用するハードディスク(以下「本件商品」といいます。)をAから仕入れ、これをB等に販売する取引(以下「本件取引」といいます。)等を主要な業務とする会社でした。

2 Zの経営状況の悪化

本件取引により順調に利益を伸ばしていったZでしたが、平成23年3月の東日本大震災で本件商品の部品を納入している業者が被災し、また、同年の秋頃、タイ国の洪水でAの工場が被災したことから本件商品の生産が滞り、かつ、その価格も高騰したことから、経営状況は悪化していきました。その後平成24年4月17日には、Zが、AがZに対して有する売掛金債権(以下「本件売掛金債権」といいます。)の一部を支払期日までに支払うことができなかったために、本件商品の出荷が停止されるという事態が発生しました。さらに、同月25日、ZはY銀行に対し融資に係る8000万円を全額弁済したものの、融資の借換えや延長等はせず、同月27日にはBからZに本件商品の代金として約5億4000万円が支払われましたが、Zはそのうち5億2800万円をC銀行からの融資の弁済に充てていました。他方で、Zは、上記の出荷停止後も、事業を技術サポート業務に縮小して営業を継続しており、これに伴う収入

等も関連会社を含め少額ながら継続的に入金されていました。そのため、平成24年4月27日時点でのZ名義の口座の残高は合計3億3309万7651円でした。

3 ZのY銀行に対する支払

Zは、Y銀行に対して、以下の「本件支払①」「本件支払②」「本件支払③」(以下これらの支払をまとめて「本件支払」といいます。)を行いました。

(1) 本件支払①

平成24年5月8日、Zに対する手形貸付けの方法による借入金のうち、合計9864万8000円を弁済期(約束手形の満期日)到来前に弁済しました。

(2) 本件支払②

平成24年5月31日、Zが発行した無担保社債につき、その償還期限前に、第1回無担保社債については合計6656万3819円、第2回無担保社債については、合計7076万8225円を支払って、買入消却手続を行いました。

(3) 本件支払③

平成24年6月11日、Y銀行との間の外国為替予約取引契約を合意解除し、その精算金として2240万円を支払いました。

4 破産手続開始決定に至るまで

平成24年6月29日、Zは、Bから本件商品の代金として支払われた約2億2700万円を原資としてC銀行に融資に係る約1億円を弁済しました。その後、上記のとおり本件商品の出荷

が停止されていたことから、Zは本件商品に代わる自社製品の開発を試みましたが、これを断念しました。さらに同年7月頃には、Aに対し、本件売掛金債権の残金の弁済について、同年9月から12月まで4回に分割して支払うことを提案するに至りました(以下「本件提案」といいます。)。Aは本件提案を直ちに断ることはしなかったものの、結局これを受けることはありませんでした。そして、Zはその後も経営状況を改善することができず、同年10月10日、破産手続開始決定がなされ、Xが破産管財人に選任されました。

5 Xによる否認権行使

Xは、以下のa及びbを主張し、本件支払の返還を求めました。

a. 平成24年4月27日の時点で、既にAがZに対し本件商品の出荷を停止しており、本件取引によりZのキャッシュを増やすことが見込めないこと、Zは金融機関からの借入れが困難であったことなどから、同日に支払不能に陥っており、本件支払はいずれも支払不能後の債務消滅行為に該当するため、否認権を行使する(破産法162条1項1号イ)。

b. 同年5月31日の時点で、本件売掛金債権の弁済期がすべて到来済みであり、その額がZの資産額を大きく上回っていたことなどから、遅くとも同日には支払不能であり、本件支払①及び本件支払②はいずれも支払不能になる前30日以内にされた、その時期が破産者の義務に属しない債務消滅行為であるとして(破産法162条1項2号)、本件支払③は支払不能後の債務消滅行為であるとして(同法162条1項1号イ)、否認権を行使する。

第2 本件の争点

Xは平成24年4月27日又は同年5月31日時点での支払不能を前提に否認権の行使を主張していたため、本件では、Zが同年4月27日に支払不能であったかという点(以下「争点①」といいます。)とZが同年5月31日に支払不能であったかという点(以下「争点②」といいます。)が争点となりました。

第3 裁判所の判断

裁判所は、冒頭で、「支払不能」とは「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態である」(破産法2条11号)ということを確認したうえで、以下のように判示しました。

1 争点①について

裁判所は、まず、本件売掛金債権のうち平成24年4月27日の時点において弁済期が到来していた額を明らかにすることができないと認定しました。そして、このことから、同日の時点でZが保有していたキャッシュの額が本件売掛金債権のうち弁済期の到来している分の支払をするのに足りないことまで断ずることはできず、しかも、同日の時点で、Zは本件取引以外の事業を継続し、キャッシュの出入りもあったこと、金融機関からの借入れができなくなっていることまでいうことはできないことから、将来においてZがAから本件商品の仕入れを再開できなくなっていたことまでいうことはできないとして、Zが同日に支払不能であったとはいえないと判示しました。

2 争点②について

裁判所は、まず、平成24年5月31日の時点では、本件売掛金債権の残額の弁済期が全て到来している一方で、Zのキャッシュはその額に約3億8000万円不足していたということを確認しました。しかし、Zが同日の時点で2億3000万円を超えるキャッシュを保有し、少なくとも同日の時点で金融機関から今後の融資を断られたといったような事情がないこと、その後も、同年6月29日にC銀行からの融資を弁済するまでの間は、相当額のキャッシュの出入りを繰り返していること、同年7月になって、ZはAに対し、本件提案をしたが、Aがこれを直ちに拒否しなかったこと、本件提案等がいわゆる無理算段をして延命を図っているだけの現実味のないものであったと断じ切るには躊躇を覚えざるを得ないことなどから、裁判所は、Zが同年5月31日に支払不能であったとはいえないと判示しました。

第4 検討

1 「支払不能」概念の基礎

「支払不能」は、破産法において「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」(破産法2条11号)と定義され、破産手続開始の原因事実(破産法15条1項)であるだけでなく、否認(破産法162条1項)や相殺禁止(破産法71条、72条)を画する基準としても用いられています¹。

「支払不能」は、支払能力を問題とする概念であるため、その判断にあたっては、当然、債務者の財産(資産、収入・収益)が考慮されますが、注意すべきであるのは、「支払不能」における支払能力は、債務者の財産のみならず、その信用も勘案するものであるということです。すなわち、弁済期の到来した債務について、現在の債務者の財産だけから判断すれば履行が困難であるとしても、債務者に十分な信用があつて借入れや弁済猶予を得ることが可能といえるときには、支払能力を欠くとはいえない＝「支払不能」とは認められない、ということです。他方で、「支払不能」は客観的な状態を指す概念であるため、返済の見込みのない借入れや資産の投げ売り等によって表面的に弁済能力を維持しているに過ぎない場合には、「支払不能」と認定されることとなります。

2 本裁判例における「支払不能」の判断

本裁判例では、「支払不能」について詳細な事実認定が行われており、特に争点②に関する裁判所の判示は、「支払不能」が、債務者の財産のみならず、その信用も勘案する概念であるということを分かりやすく示しています。すなわち、裁判

所は、平成24年5月31日の時点で弁済期の到来している本件売掛金債権について、Zの財産だけから判断すれば履行が困難であるということを確認しつつも、Zの信用に関する事情として、金融機関から今後の融資を断られたというような事情がないこと、本件提案がAに直ちに拒否されたわけではないこと等を勘案し、「支払不能」とは認められないと判示しています。

また裁判所は争点②に関する判示の中で、本件提案等が無理算段をしているにすぎないものかどうかの認定をしていますが、これは、上記のとおり、Zが表面的に弁済能力を維持しているに過ぎない場合には、「支払不能」と認定されることになるためです。

3 まとめ

信用不安が生じた会社に対する債権回収に際しては回収後の否認リスクを勘案する必要がありますが、否認権の行使に際しては、手形不渡りなどを典型例とする「支払の停止」の存在によって「支払不能」が推定されることから(破産法162条3項)、これまで上記リスクを勘案するとしても、「支払不能」が直接に問題になることはあまり多くありませんでした²。しかしながら、手形の利用率・交換高が著しく低下している今日においては、「支払の停止」を認定できず、その結果「支払不能」を直接の問題とせざるを得ない場面・直接の問題にする必要のある場面がより増加していくと見込まれます。

以上のことから、基礎的な事項ではありますが、「支払不能」について詳細な事実認定を行った本裁判例を基に「支払不能」の判断方法について紹介した次第です。

1:「支払不能」は民事再生法や会社更生法においても同様の定義規定の下で用いられている(民事再生法93条1項2号、会社更生法49条1項2号)。

2:山本克己ほか「新破産法の基本構造と実務-第18回否認権(3)」ジュリスト1318号158頁(花村良一発言)(2006年)

【米国倒産法あれこれ⑤】 チャプターイレブンの法廷地 (Venue)

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



米国倒産法は連邦法という米国内全域で適用のある法律であり、米国内のどの州でチャプターイレブンの申立てがあったとしても、基本的に同様に適用されます。といっても、各地の州法の適用もチャプターイレブンの手続にとり重要で、例えば、前回少しご説明させていただいた相殺という局面では、どのような場合に当事者が相殺権を有するかという実体法の問題は、州法のマターとされます(その上で、相殺権の行使が手続上許容されるか禁止されるかが連邦倒産法の領域です。)

また、そもそも債務者がどこの裁判所にチャプターイレブンの申立てが可能かについても実は関心事です。というのも、倒産事件については、各地の連邦地方裁判所が管轄し、実際には各地の倒産裁判所という特別の裁判所が事件を扱いますが、地方(又は裁判所)によって運用や法解釈が大きく異なることも珍しくありません。例えば、本コラム第3回で紹介させていただきました、クリティカルベンダーに対する弁済許可は、法文にない制度であり、これを認めやすい裁判所と厳しい裁判所に分かれます。当事者がどの地の裁判所にチャプターイレブンの申立てができるかという問題は、法廷地 (Venue) の問題として論じられていますが、現行法上は、非常に広い選択肢が申立当事者(債務者)に与えられています。すなわち、チャプターイレブンは、債務者の住所地・居住地、主たる営業所の所在地、主たる資産の所在地を管轄する裁判所のいずれにでも申立てが可能です。例えば、カリフォルニア州に本店及び全ての営業拠点がある会社であっても、その設立がデラウェア州法に基づいている場合には、居住地がデラウェア州であり、デラウェア州の裁判所にもチャプターイレブンの申立てが可能です。また、既に子会社等関連会社のチャプターイレブンを、ある地の裁判所に係属している場合、他の会社に関する申立てもその地の裁判所に可

能です。例えば、親会社の全ての資産、拠点がテキサス州にあるテキサス州の会社であっても、子会社のチャプターイレブンを既にニューヨーク州南部裁判所で係属しておれば、親会社の事件もニューヨーク州南部裁判所に申し立てることができます。このように、法廷地について、債務者に広い選択肢が与えられていることは、債務者が申立てに際し、あらゆる事情を考慮して自己の再生に最も有利な法廷地を選べることで事業再生に資するという賛成意見がある一方で、現実になされている経営や利害関係人の所在から遠く離れた裁判所で手続が行われることへの不公平感等から、これを制限すべきという議論もあります。実際、ニューヨーク州及びデラウェア州という多くのチャプターイレブンを申し立てられる法廷地での手続の場合、債権者は他の裁判地での手続の場合に比して、結果的に約25%も少ない配当しか得られていないと論じる研究まで出されています(なお、この研究結果は絶対的なものではなく、デラウェア州やニューヨーク州の裁判所の方が倒産手続に慣れているという利点もあるので、一概にこれらの裁判所が債権者に不利というわけではありません。)

現在もこの法廷地の問題については改正の議論中ではありますが、少なくとも当面の間は、債務者に広い裁量が認められる前提での対応を検討しなければなりません。なお、現行法においても、債権者が他の裁判所への移送の申立てをすることは可能ですが、この申立ては実務上認められることは困難とされています。いずれにせよ、取引先のチャプターイレブンを申立ての情報に触れた場合、基本契約のGoverning Lawの条項を確認し、どの州の法が契約関係の準拠法となるかを把握いただいたうえで、どこの裁判所へ申立てがなされているかを確認いただければ、係属裁判所の傾向等その後の見通しを立てるファーストステップにはなろうかと存じます。